

内閣府本府政策評価基本計画（第8次）（案）について

令和7年3月
政策評価広報課

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条に基づき、令和7年度から令和11年度までの内閣府本府が実施する政策評価の実施に関する方針、実施体制等について定めるもの。

1. 内容

法第6条の規定に基づき、以下の事項について定める。

- ・ 計画期間
- ・ 政策評価の実施に関する方針
- ・ 政策評価の観点に関する事項
- ・ 政策効果の把握に関する事項
- ・ 事前評価の実施に関する事項
- ・ 「計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項
- ・ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- ・ 政策評価の結果の政策への反映に関する事項
- ・ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する事項
- ・ 政策評価の実施体制に関する事項
- ・ その他政策評価の実施に関し必要な事項

2. 第7次基本計画からの主な変更点

- （1）令和5年3月に改正された政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、政策評価の結果を政策の企画立案作業における重要な情報として活用することを規定。あわせて、ロジックモデル・事前分析表、評価書等の様式を見直し。
- （2）政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行う機動的かつ柔軟な政策展開を図っていくことが有効であるこ

と、有効性の観点からの評価を一層重視し、政府の取組も踏まえながら、政策効果の把握・分析にこれまで以上に積極的に取り組むことを記載。

(3) 政策体系における変更

① 施策の追加

- 令和6年4月の組織改編も踏まえ、「11. 共生・共助政策」の政策体系中に、「11. 共助社会づくりの推進」の施策を追加。(これまで、「経済財政に関する施策の推進」の一部であった、市民活動の促進、休眠預金等の活用が内容。)

② 部局名の変更

- 令和6年4月、「遺棄化学兵器処理担当室」が「大臣官房」に改組されたことに伴い、「4. 大臣官房遺棄化学兵器処理担当室」に変更

③ 政策名・施策名の変更

- 令和6年4月の組織改編に伴い、政策統括官（共生・共助担当）所管する事務の一部に「共助」に関連する政策を実施していることから、政策名について「11. 共生社会政策」を「11. 共生・共助政策」に変更
- 令和6年2月、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律」（いわゆるセキュリティ・クリアランス法）が同年5月に成立したことに伴い、政策体系における施策名のうち、「18. 安全保障の確保に関する経済施策の推進」を「19. 経済安全保障の推進」に変更